

## 〔保有資産目録記載要領〕

### 1 不動産

#### (1) 所有権を有する不動産

##### ア 建 物

- 名 称 ○○町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合は、これによること。  
そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること。（参照：不動産登記規則第113条）
- 延床面積 不動産登記規則第115条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとすること。  
(注) 不動産登記規則第115条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」
- 所 在 地 市区町村内の地番（不動産登記法第35条、不動産登記規則第97条、第98条）及び家屋番号（同法第45条、不動産登記規則第112条）まで記載すること。

##### イ 土 地

- 地 目 不動産登記規則第99条に定める区分により定めるものとする。  
(注) 不動産登記規則第99条「地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」
- 面 積 不動産登記規則第100条に定める「地積」と同一とすること。  
(注) 不動産登記規則第100条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」
- 所 在 地 市区町村内の地番（不動産登記法第35条、不動産登記規則第97条、第98条）まで記載すること。

※立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第15条第1項第2号）、「面積」を「数量」（同法第15条第1項第2号、立木登記規則第5条第1項）と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15条第1項第1号の事項に留意すること。

(注) 立木に関する法律第15条第1項第1号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於いては其の部分の位置及地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

### 2 不動産に関する権利等

#### (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

- 権 原 不動産登記法第3条各号に掲げる権原の内「所有権」を除くものとする。  
(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)
- 不動産の種類 土地、建物及び立木の区分によること。
- 所 在 地 原則として1に同じ。

#### (2) 地域的な共同生活を行うためのその他の資産

- 資産の種類及び数量 国債、地方債、社債といった区分により、銘柄（社債の場合は「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」）、券面金額及び取得金額を記入すること。